

今治市立中央図書館隣接公園へのブース出店者募集要項

1 目的

ブース出店により、鷺ノ町公園と駅南公園が憩いの場となり、今治市立中央図書館がより魅力的な「場所」になるよう取り組むものです。

2 出店場所

(1) 鷺ノ町公園(今治市常盤町五丁目 204 番地)



(2) 駅南公園(今治市常盤町五丁目 202 番地)



3 出店期間

令和8年4月1日(水)～令和8年7月31日(金)

4 出店日時

【別添1】出店可能日の午前9時30分から午後7時00分までで出店できる時間帯
(搬入・搬出時間含む)

5 出店ブース数

- (1) 鷺ノ町公園 各日最大 2 ブースまで
- (2) 駅南公園 各日最大 2 ブースまで

6 出店品目

- (1) 飲食(テント又はキッチンカー) (2) スイーツ、食品販売 (3) 地場の農産物
- (4) 手作り雑貨 (5) 日用品、衣料品等 (6) サービス(ネイル、マッサージ等)
- (7) フリーマーケット (8) PR ブース (9) その他、今治市教育委員会が認めたもの

7 出店スペース

1 区画は、原則 12 m²(奥行 2.4m×幅 5m)

8 出店料(使用料)

1 日あたり 450 円/1 区画(今治市公園条例第 26 条の 3)

9 出店要件

本事業の目的に賛同する愛媛県内の事業者を対象とし、下記要件を全て満たす者。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 15 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。)でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) その場での調理を伴う食品販売を行う場合、飲食店営業(露店)又は、飲食店営業(自動車)の愛媛県内での許可を有していること。
- (7) キッチンカーは、出店者が所有権を持っている車両であること。(レンタル車での出店は不可とする)。

10 出店申込について

(1) 以下の書類を提出後(郵送、メール等可)、生涯学習課にて書類選考を行います。

区別	調理を伴わない食品販売	その場で調理を伴う食品販売	その他
提出書類	①出店申込書(別添 2) ②出店品に係る食品営業許可証又は製造元に許可・届出があることがわかる書類の写し(必須) ③食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し(保有している場合) ④PL 保険証書の写し(加入している場合) ⑤暴力団排除に関する誓約書(別添 3)	①出店申込書(別添 2) ②飲食店営業(露店)又は飲食店営業(自動車)の許可証写し(必須) ③食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し(同左) ④PL 保険証書の写し(同左) ⑤暴力団排除に関する誓約書(別添 3)	①出店申込書(別添 2) ②暴力団排除に関する誓約書(別添 3)

- (2) (1)の書類選考合格後、出店日の1週間前までに公園緑地課で以下の所定手続きを行ってください。
- ア) 公園内行為許可申請書の提出
 - イ) 使用料の支払い(支払終了後、領収書(写)を生涯学習課にご提出ください。)

※ 調理を伴わない食品を販売する方は、(2)の手続きの前に、以下の書類を今治保健所に提出してください。

- ア) 食品営業届(提出後、写しを生涯学習課にご提出ください。)

11 出店に伴う注意事項

- (1) 食品に関する販売品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内のものとします。
- (2) 酒類の販売は禁止します。
- (3) 生き物の取り扱いに関する出店は不可とします。
- (4) 販売価格は市場価格並(適正価格)を基準とし、また、他人に危害を及ぼす恐れがある物品やその他不適当と認める物品の販売はできません。
- (5) 販売物品の盗難事故及び販売にかかる各種トラブルについては、出店者の責において解決してください。
- (6) 原則出店に必要なすべての費用等は出店者の負担としますが、テントなど、可能な範囲で市所有物品を貸与することも可能です。
- (7) 出店スペースにゴミ箱を設置するなど、適正にゴミ(排水含む)を処理してください。(購入者が捨てた包装紙等を含む)
- (8) 図書館や公園内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店者が用意してください。
- (9) 図書館や公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭などに十分配慮してください。状況によっては、出店を禁止する場合があります。
- (10) 火気を使用する場合、消火器を設置してください。(直火は不可)
- (11) 公園内行為許可書は、移動販売車内の見やすい所、または店舗内に掲示してください。
- (12) 販売終了後は原状を回復するとともに、販売物のゴミが無いか確認し、清掃を行ってください。
- (13) 出店に起因する事故(火災や食中毒など)や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む)は、出店者が全責任を負い誠意を持って対応してください。本市は一切責任を負いません。
- (14) 出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を原状に回復した場合はこの限りではありません。
- (15) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について、本市は一切責任を負いません。
- (16) 出店を希望する日が重複し、区画数を超える場合は、生涯学習課において厳正なる抽選を行います。
- (17) 市イベントや公共工事等で公園が使用できない場合は、急遽出店を取り消す場合があります。

(18) 鷺ノ町公園内にキッチンカーを乗り入れるには、駐車場ゲート（高さ制限 2.5m）を通過する必要があります。車高がそれより高い場合はゲートを通過できないので、申請前に必ず現地確認をお願いします。

12 問合せ先

〒794-0027 今治市南大門町 2 丁目 5 番地 1 本庁第 3 別館 4 階(旧今治小学校)

今治市教育委員会事務局 生涯学習課

電 話 0898-36-1602

F A X 0898-32-5722

E-mail tosho@imabari-city.jp